

皆様いかがお過ごしでしょうか。

最近、当事務所では「家族信託」に関するご相談を多くいただいております。

NHKやその他テレビ番組でも特集が増えているため、ご存知の方も増えてきているようです。

「うちの場合はどうなの？」と気になる方は、お気軽に無料相談までお越しください。

## 今月のご相談：親が亡くなったあとの実家の土地と家の後始末

**ご相談：**ご相談者様（長男）は、お父様、お母様、弟の4人家族です。長男は、両親と離れて暮らしをしているため、ご両親が将来介護施設に入所した場合、自宅や預金の管理が大変になってくること、また、自宅の売却も必要になるかもしれないが大丈夫かとご心配され、当事務所にご相談にされました。



### NHKあさイチでも取り上げられた、家族信託で「実家の始末」を！

「両親が亡くなった後、土地や家をどうしよう・・・」と不安な方は、新しい制度 家族信託を検討してみましょう。認知症になってしまった後に自宅を売却しようとする場合、成年後見制度を活用するしかありません。

しかし・・・

- ・成年後見制度は裁判所とのやり取りが大変
- ・毎月3万円ほどの報酬が掛かってしまう・・・など

実家を売却するためだけに利用するにはデメリットもあります。また空き家を放置してしまうと年間数十万円の維持費がかかります。

そこで注目されるのが「**家族信託**」です！

万が一両親が認知症になっても、子どもが自宅や預貯金の管理をしたり、代わりに自宅を売却できるように決めておく契約を「**家族信託**」といいます。

固定資産税	5万円
自治会費	2万円
庭の手入れ（年二回）	5万円
偶発的な損傷	5万円
その他 （瓦・外壁の交換など）	17万円
<b>合計（年間）</b>	<b>34万円</b>



#### ポイント

家族信託を行っておくことで、「両親の施設入所後に家を売却する」、「亡くなるまでは、修繕などを行う」等、実情に合わせて財産処分のタイミングを息子さんに任せることができます。もちろん、お父様が元気な間はお父様が息子さんに指示をすればよいのです。「今すぐ」ではなく、「そのうち」実家をなんとかしたいという方は、「今すぐ、家族信託を検討されることをお勧めします。詳しくは当事務所までお問合せ下さい！

司法書士事務所ともえみでは、家族信託の設計・サポートを行っております。

認知症対策や相続対策・事業承継をお考えのお客様は、家族信託を活用することで、

より有効な解決手段を見つけることができる可能性があります。ご興味のあるお客様は、是非当社へご相談下さい。